

(事業主の方へ)

## 令和3年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

### 延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年11月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

**この特例措置を12月31日(※)まで延長いたします。**

※令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。

### 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年 <b>予定</b>	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」

地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」

地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

○令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



制度の見直し等によりその都度**支給申請様式の改定**を行っております。そのため、支給申請を行う場合は、**その都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

**お問合せ先** ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL031124企01

## 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

### 【対象となる事業主】

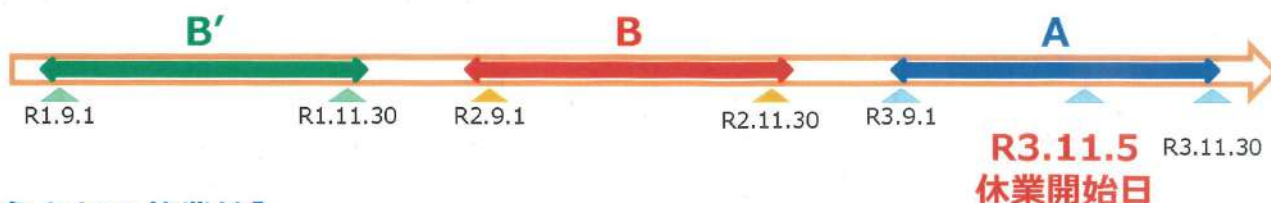
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

**A**：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

**B**：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



### 【対象となる休業等】

判定基礎期間の初日が令和3年12月31日以前の休業等（短時間休業を含む）

### お知らせ

○令和3年12月までに既に業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況の**再確認**を行います。

○判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は**3年前**同期比30%以上減少の全国の事業主を業況特例の対象とする予定です。（施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点の**予定**です。）

## 地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

# 雇用調整助成金等の重要なお知らせ

～令和4年1月以降の特例措置等について～



## 最新様式での申請にご協力ください！

(12月中旬を目処に本省HP掲載予定)

- 判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の申請は、上限額変更に伴う様式変更予定のため、**必ず最新様式**を用いて申請してください。
- 旧様式で申請を行った場合、申請内容の確認のため通常よりお時間をいただくこととなり、**支給決定が遅れてしまう**可能性があります！



## 業況特例は売上高等の再確認が必要になります！

(特に業況が厳しい事業主向け)

- 令和3年12月までに売上高等の減少(30%以上)を一度確認している場合であっても、判定基礎期間の初日が**令和4年1月1日以降**の申請については、**再度売上高等の減少(30%以上)**を確認します。



## 地域特例は※1**令和3年11月1日以降**※2適用できません！

(令和3年9月末までに緊急事態宣言が発出されていた地域の事業所)

※1 令和3年10月31日を含む判定基礎期間までは適用可

※2 今後、緊急事態宣言等が発出された場合を除く

申請様式については厚生労働省HPをご確認ください。

厚生労働省HP URL ↓

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

厚生労働省HP



大阪労働局 助成金センター

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

## 対象期間延長のお知らせ

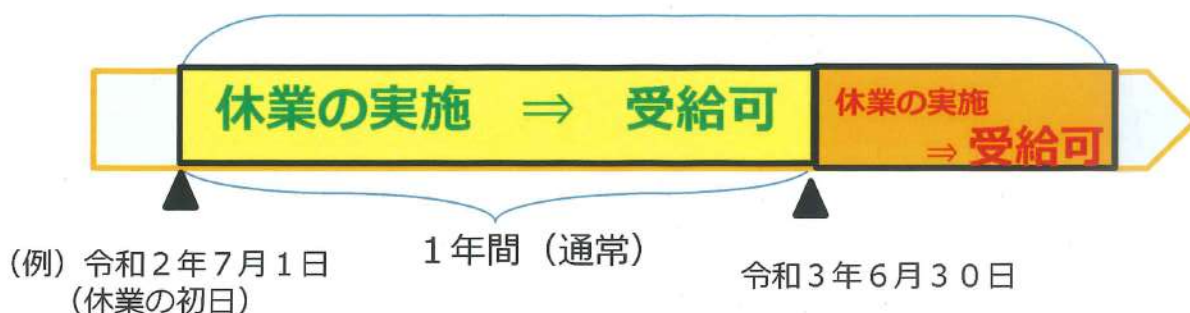
新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主で、雇用調整の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの間に属する場合は、

**1年を超えて引き続き受給することができます。**

※1年を超えて引き続き受給できる期間は令和3年12月31日までとなります。

### 【特例措置延長後】

1年間を超えて受給可



雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。

#### お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL030728企02

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

### 申請対象期間の延長について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、**申請対象期間が延長**となりました。

	申請対象期間	申請期限
中小企業	令和2年10月～令和3年9月	令和3年12月31日（金）
	令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）
	令和3年12月	令和4年3月31日（木）
大企業	令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金）
	令和3年1月8日～9月	
	令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）
	令和3年12月	令和4年3月31日（木）

#### 【注意点】（中小企業、大企業共通）

- 1日当たり支給上限日額9,900円（令和3年4月まで分は11,000円）
- 一部対象地域においては、申請対象期間が令和3年5月～12月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。（詳細については裏面をご参照ください。）
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：11月の休業であれば12月1日から申請可能）

#### 【中小企業にお勤めの場合の注意点】

- 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。
  - ・ 令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象となる方（☆）
    - 令和3年12月31日（金）までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
  - ・ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
    - 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

（☆）・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方  
 ・ ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合  
 ・ 上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

#### 【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方。

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。対象都道府県については、裏面に記載の厚生労働省HP特設サイト中の「新型コロナウイルス感染対応休業支援金・給付金」のご案内リーフレットをご確認ください。

## 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

### 【対象となる休業】

#### 以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年4月末まで	令和3年5月～12月	令和4年1月～3月 予定(※2)
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円
大企業	原則的な措置	8割(※1) 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円

(※1) なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

(※2) 令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

## 地域特例の対象となる期間及び区域

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和3年12月31日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



## お問い合わせ

### ■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

### ■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

